

## 社会福祉法人聖久会指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖久会が開設する東所沢みどりの郷指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 東所沢みどりの郷指定居宅介護支援事業所
- ② 所在地 埼玉県所沢市大字坂之下941-3

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 常勤 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 介護支援専門員 3人以上  
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 相談の場所 利用者居宅(必要に応じて特別養護老人ホーム 東所沢みどりの郷1階相談室)
- ② 課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン(全社協方式)
- ③ サービス担当者会議開催場所 ご自宅及び特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷1階会議室等
- ④ 居宅訪問の頻度 月1回以上
- ⑤ モニタリングの記録の頻度 月1回以上
- ⑥ 担当件数 「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」による。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、所沢市の区域とする。

(苦情処理・ハラスメントの対応)

第8条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅介護サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるもの

とする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ① 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
  - ② 虐待防止の指針の整備
  - ③ 従業者に対する定期的な研修の実施
  - ④ 虐待防止に関する必要な措置及び担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 事業所は、適切な就業環境を確保するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ① ハラスメント防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- ② ハラスメント防止の指針の整備
- ③ 従業者に対する定期的な研修の実施
- ④ ハラスメント防止に関する必要な措置及び担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため

従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人聖久会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第 14 条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 15 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議、感染対策の為の委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を策定し感染症の蔓延の状況に応じた対策を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。